

広島県告示第百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県山県郡北広島町有田、同町古保利及び同町石井谷地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十八年法律第五十七号）で定める事項
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十八年法律第五十七号）で定める事項
	日焼六二（六一八六）	急傾斜地の崩壊	日焼六二（六一八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	乙熊九三八（七六四七）	急傾斜地の崩壊	乙熊九三八（七六四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	乙熊八四八（四五三四）	急傾斜地の崩壊	乙熊八四八（四五三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	下十日市九〇（二一四九）、十日市二三（六一九二）	急傾斜地の崩壊	下十日市九〇（二一四九）、十日市二三（六一九二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	新地三八二七（二一四二）、新地二二、新地一二九六（二一五〇）	急傾斜地の崩壊	新地三八二七（二一四二）、新地二二、新地一二九六（二一五〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	十日市四四〇（七六三八）	急傾斜地の崩壊	十日市四四〇（七六三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	十日市（七六三八）	急傾斜地の崩壊	十日市（七六三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

野地（一九 六九―三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	野地（一九 六九―三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
野地（一九 六九―五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	野地（一九 六九―五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
野地（一九 六九―四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	野地（一九 六九―四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
岸田一七五 三（七六六 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	岸田一七五 三（七六六 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
今田川隣二 四（四一五 隣二四）	土石流	次の図のとおり	今田川隣二 四（四一五 隣二四）	土石流	次の図のとおり
今田川隣二 五（四一五 隣二五）	土石流	次の図のとおり	今田川隣二 五（四一五 隣二五）	土石流	次の図のとおり
今田川隣二 六（四一五 隣二六）	土石流	次の図のとおり	今田川隣二 六（四一五 隣二六）	土石流	次の図のとおり
今田川隣二 七（四一五 隣二七）	土石流	次の図のとおり	今田川隣二 七（四一五 隣二七）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（安芸太田支所）に備え置いて縦覧に供する。